応急手当感謝カード実施要領

（目的）

１　救急現場において、救急車が到着するまでの間に応急手当を行っていただいた人に対し、「応急手当感謝カード」を配布し、勇気ある行動に対し感謝の意を表し、その応急手当の実施に伴う不安の解消を図ることにより、誰もが安心して応急手当ができる環境を整え、応急手当の普及啓発の推進を図ることを目的とする。

（バイスタンダーの定義）

２　救急現場に居合わせた目撃者や同伴者のことをいい、一定頻度業務に携わる可能性のある施設職員等を除くものとする。ただし、医療資格者であっても、勤務以外の場合は対象とする。

（応急手当の定義）

３　応急手当とは、呼吸や心臓が止まっている人に対して行う心肺蘇生法を指すものとするが、悲惨な災害現場等において、大出血時の止血や傷病者の管理、外傷の手当て及び搬送等を実施した人を含むものとする。

（配布対象者）

４　バイスタンダーとして、応急手当を実施した人を対象とするが、傷病者の家族は含まないものとする。また、救急現場の状況によっては、配布できない場合があることを容認するものとする。

（配布者）

５　救急現場において、救急隊又は消防隊等により配布するものとする。

（相談窓口）

６　応急手当実施後に、バイスタンダーが心身の不調等を訴えたときの相談窓口を通信救急課に置き、別紙１のフロー図に沿い対応するものとする。

（応急手当感謝カード）

７　別紙２によるものとする。

（その他）

８　傷病者の搬送先病院や予後についての個人情報は回答しないものとする。

９　応急手当感謝カードを配布した場合は、救急出動報告書へその旨を記載するものとする。

１０　この要領は、令和元年９月１日より施行する。